

橋本市病院事業管理規程第9号

橋本市病院企業職員の特殊勤務手当の臨時特例に関する規程の一部を改正する規程を、別紙のとおり定める。

令和7年2月1日

橋本市病院事業管理者 古川 健一

橋本市病院企業職員の特殊勤務手当の臨時特例に関する規程の一部を改正する規程

橋本市病院企業職員の特殊勤務手当の臨時特例に関する規程(令和4年橋本市病院事業管理規程第6号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線又は太線の部分である。

改正後			改正前
(特殊勤務手当の支給の特例) 第2条 <u>支給規程による特殊勤務手当のほか、次の表に掲げる特殊勤務手当を臨時的に支給する。</u>			(特殊勤務手当の支給の特例) 第2条 <u>次の表に掲げる職員(その月の1日に在籍し、かつ、1日以上勤務している者に限る。)</u> に対しては、 <u>令和5年1月から当分の間、支給規程による特殊勤務手当のほか、次の表に掲げる職員の区分に応じ、月額12,000円を超えない範囲内で管理者が定める特殊勤務手当を支給する。</u>
手当の区分	対象となる職員	支給額	
処遇改善手当	別表第1に該当する職員	別表第1の区分に応じ、月額12,000円を超えない範囲内で管理者が定める額	
ベースアップ手当	40歳以上の医師を除く職員	週の勤務時間に応じ、月額10,500円を超えない範囲内で管理者が定める額	
2 <u>前項の手当の対象となる職員は、その月の1日に在籍し、かつ、1日以上勤務している者に限るものとする。</u>			
(支給方法) 第3条 <u>前条</u> の特殊勤務手当は、その月分を翌月の給料支給日に支給する。			(支給方法) 第3条 <u>前2条</u> の特殊勤務手当は、その月分を翌月の給料支給日に支給する。
2 前項に規定するもののほか、 <u>前条</u> の特殊勤務手当の支給に関しては、支給規程による特殊勤務手当の支給の例による。			2 前項に規定するもののほか、 <u>前2条</u> の特殊勤務手当の支給に関しては、支給規程による特殊勤務手当の支給の例による。

附則の次に次の別表を加える。

別表(第2条関係)

処遇改善手当対象者

区分	左の区分のうち対象となる職種
(1) 地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第3条に規定する一般職	助産師、看護師、准看護師、放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、管理栄養士、歯科技工士、社会福祉士、薬剤師
(2) 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員	上記に掲げる職種のほか、保健師、ケアワーカー、介護福祉士、救急救命士、外来アシスタント、眼科アシスタント、歯科衛生士、保育士

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和7年2月1日から施行する。

(適用区分)

2 この規程による改正後の第2条第1項に規定するベースアップ手当の規定は、令和6年6月1日から適用する。